

業務所の移転・廃止・開設者変更等を 実施した際の手続きについて

薬務室

◆麻薬業務廃止に必要な手続き

廃止後の届出

- 病院、診療所、薬局等の閉鎖、移転
- 麻薬の取扱いをやめる
- 開設者の変更(個人→法人、法人→別法人等)
- 開設者である法人の解散
- 麻薬施用者が一人もいなくなる

注意

➡ 残余麻薬届

現に所有する麻薬の品名・数量を廃止後、
15日以内に届出

所有する麻薬が無くても提出が必要
「残余なし」で提出



◆麻薬業務廃止に伴う譲渡等

廃止後の届出

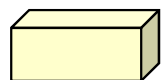
所有する麻薬がある場合、廃止後
50日以内に下記のいずれかの方法で対応

譲渡

県内の麻薬営業者(麻薬卸売業者、麻薬小売業者)
・麻薬診療施設の開設者・麻薬研究者に譲渡
※譲渡後、15日以内に「**残余麻薬譲渡届**」

廃棄

予め管轄の保健所・保健部に「**麻薬廃棄届**」を提出
したうえで、保健所・保健部職員の立会の下で廃棄



残余麻薬

50日を超えると不法所持となることもあり



◆ 業務廃止等に必要手続き

廃止後の届出

病院、診療所、薬局等廃止

➔ 「**業務廃止等に伴う覚醒剤原料
所有数量報告書**」

現に所有する医薬品である覚醒剤原料の品
名・数量を廃止後、15日以内に提出

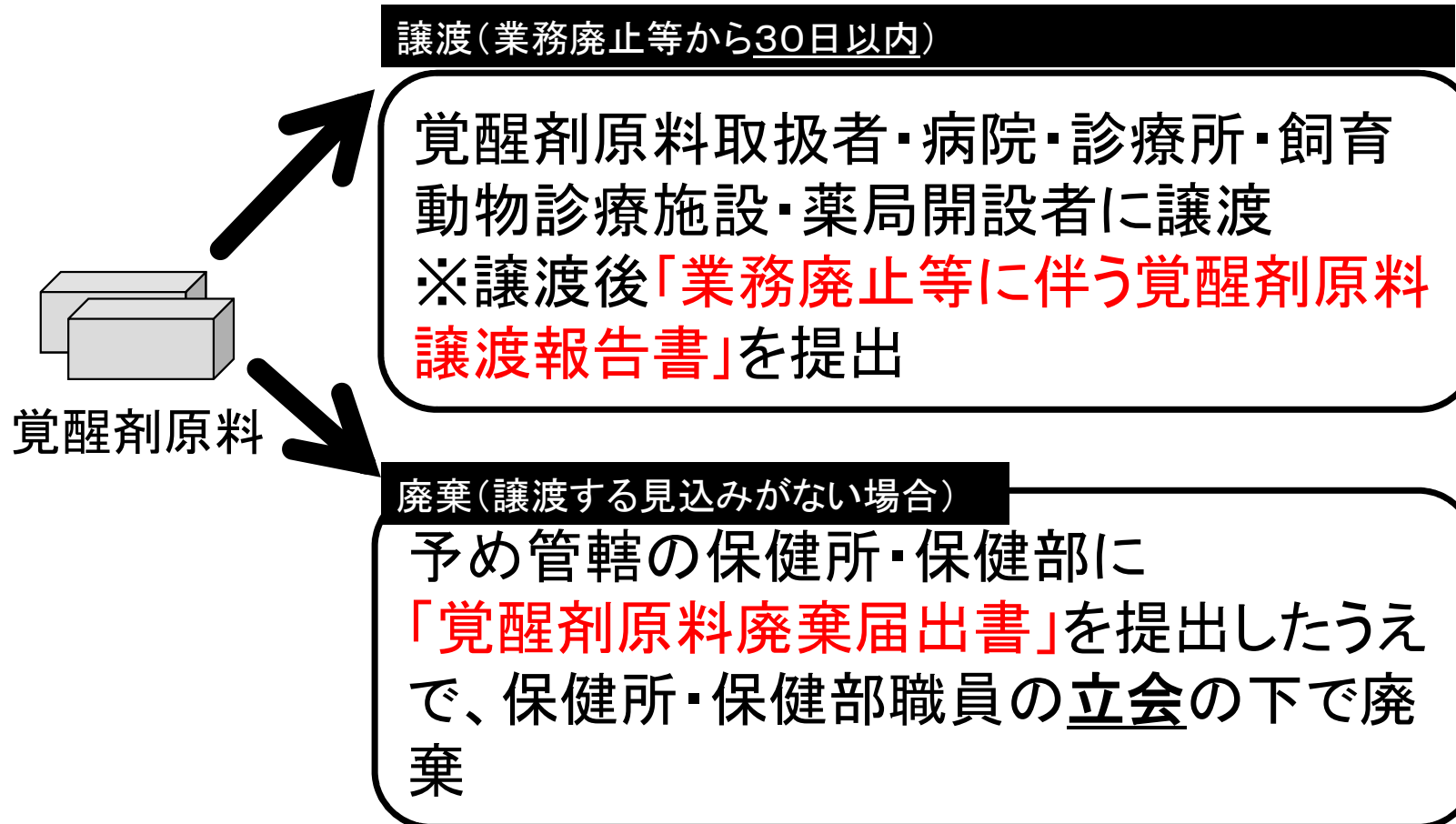
現に覚醒剤原料がない場合にあっても、不法所持に至らしめないように覚醒剤原料を所持していないことを確認する必要があるため、その旨を報告(所有なしでも報告)



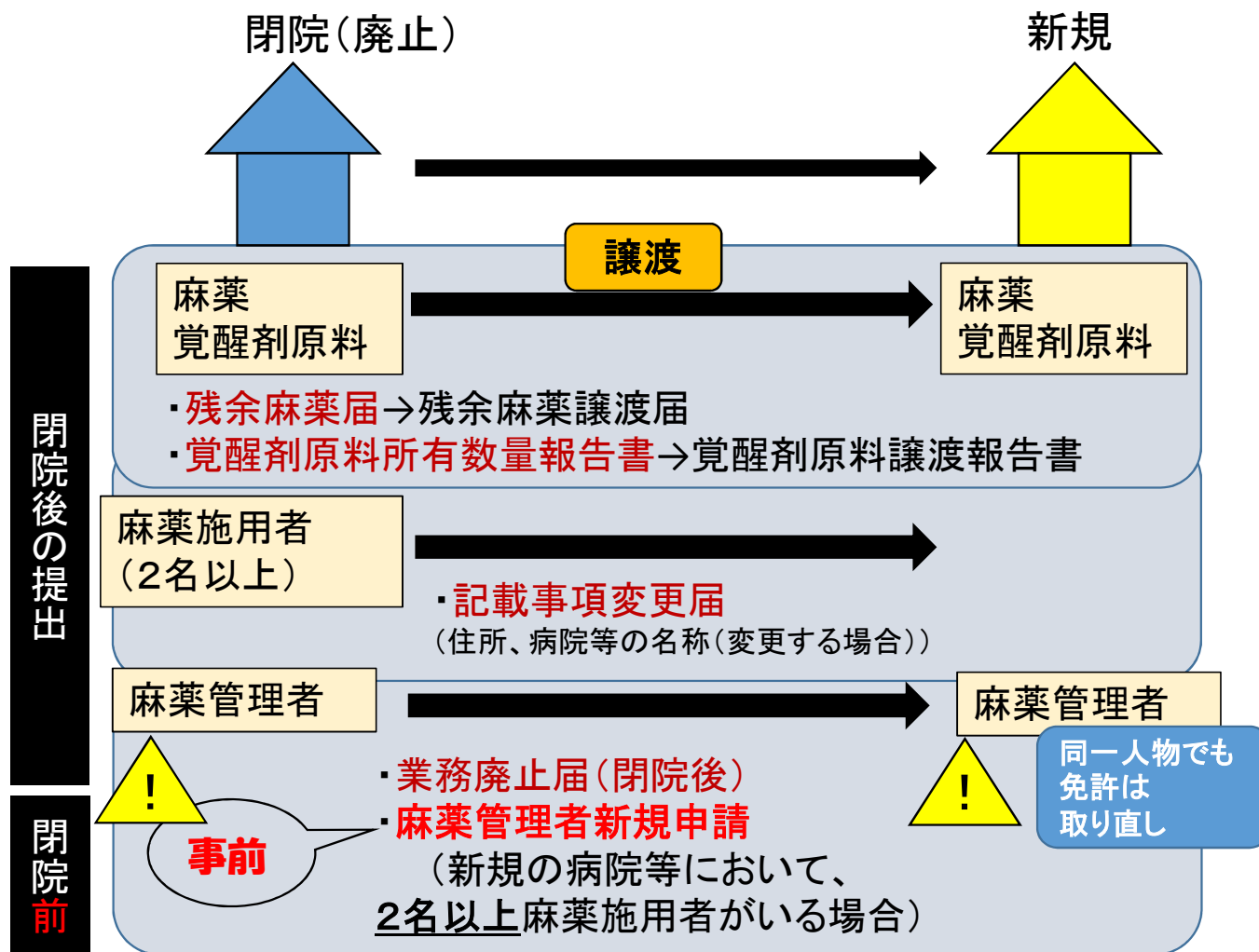
◆業務廃止等に伴う譲渡等

廃止後の届出

所有する医薬品である覚醒剤原料がある場合、下記のいずれかの方法で対応

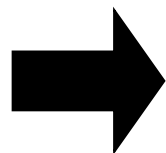


(参考例) 病院・診療施設を移転する際に必要な申請等(麻薬施用者免許がある場合)



開設者が個人から法人、
法人から別法人になっても
(廃止+新規の手続き)
同様の手続きが必要です!

(参考)麻薬施用者・管理者の免許は誰も持っていない。病院を廃止する。

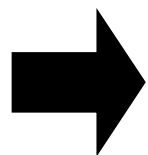


「業務廃止等に伴う覚醒剤剤原料所有数量報告書」

現に所有する医薬品である覚醒剤原料の品名・数量を15日以内に提出

※所有があれば対応必要

(参考)麻薬施用者免許を持っているが、必要がなくなったため、免許を廃止する。
(その病院に麻薬施用者免許を持つ者が1人もいなくなった)。
病院は廃止せず、これからも続ける。



①「麻薬施用者業務廃止届」

②「残余麻薬届」

現に所有する麻薬の品名・数量を15日以内に届出

※所有があれば対応必要

わからないことがありましたらお早めにお問い合わせください！

どのような書類を提出すべきか不明な場合は、
管轄の保健所(部)にご連絡ください。

**不明な点は、変更前（2週間前！）に管轄の保健所
（部）に連絡してください！**



保健所(保健部)	電話番号	所轄区域
東部保健所	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所 国東保健部	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所 由布保健部	097-582-0660	由布市
南部保健所	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	0974-22-0162	豊後大野市、竹田市
西部保健所	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所 豊後高田保健部	0978-22-3165	豊後高田市
薬務室	097-506-2650	大分市